

## 商店街振興組合法に基づく浜松市長の処分に係る審査基準及び処分基準について

平成18年4月1日制定

商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づく浜松市長の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準及び第12条第1項の規定による処分基準は、次のとおりとする。

### 第1 申請に対する処分

#### 1. 審査基準

（1）第36条第1項の規定による商店街振興組合又は商店街振興組合連合会の設立認可について

第36条第1項の規定による商店街振興組合又は商店街振興組合連合会（以下「組合」という。）の設立認可に係る審査基準は、「商店街振興組合法に基づく組合の設立等の指導方針及び認可基準について（昭和37年9月7日付け昭和37年企庁第1065号）」のとおりとする。

（2）第55条第5項の規定に基づく組合員による役員改選総会招集の承認について

第55条第5項の規定に基づく組合員による役員改選総会招集の承認に係る審査基準は、同項及び商店街振興組合法施行規則（昭和37年通商産業省令第83号）第4条に規定する要件のとおりとする。

（3）第59条の規定に基づく組合員による臨時総会招集の承認について

第59条の規定に基づく組合員による臨時総会招集の承認に係る審査基準は、同条及び商店街振興組合法施行規則（昭和37年通商産業省令第83号）第4条に規定する要件のとおりとする。

（4）第62条第2項の規定による定款変更の認可について

第62条第2項の規定による定款変更の認可に係る審査基準は、「商店街振興組合法に基づく組合の設立等の指導方針及び認可基準について（昭和37年9月7日付け昭和37年企庁第1065号）」のとおりとする。

（5）第73条第3項の規定に基づく組合の合併の認可について

第73条第3項の規定に基づく組合の合併の認可に係る審査基準は、「商店街振興組合法に基づく組合の設立等の指導方針及び認可基準について（昭和37年9月7日付け昭和37年企庁第1065号）」のとおりとする。

## 第2 不利益処分

### 1. 処分基準

#### (1) 第85条の規定による組合に対する必要な措置の命令について

第85条の規定による組合に対する必要な措置の命令については、違法性の程度、事業内容の改善のための取組状況、命令を発しなかったときの影響等を総合的に勘案して、処分を行うか否かを判断することとする。

#### (2) 第86条第1項の規定による組合に対する解散命令について

第86条第1項の規定による組合に対する解散命令については、改善見込み及び命令を発しなかったときの影響等を総合的に勘案して、処分を行うか否かを判断することとする。

#### (3) 第86条第2項の規定による組合に対する解散命令について

第86条第2項の規定による組合に対する解散命令については、当該組合の置かれている状況、今後の改善見込み、命令を発しなかったときの影響等を総合的に勘案して、処分を行うか否かを判断することとする。